

## 9 管理運営

目標：(大学・学部の11章と同じ)

### 大学院の管理運営体制

#### 【現状の説明】

本学の大学院看護学研究科の管理運営について、理事会が最高決定機関であることは看護学部と同様である。しかし、理事会との良好な関係のもとで、看護学研究科の教育研究に関する運営は、大学院規則第4章第19条に基づき設置された研究科委員会が審議決定機関として機能している。研究科委員会は研究科委員会規程により運営されている。

研究科委員会は、学長、研究科の教育課程に関与する教授（教授職が空席の場合は助教授）によって構成されており、研究科委員会の審議事項は以下のものである。

- ①大学院担当教員の人事に関する事項
- ②入学・修了・休学・退学・転学・留学・賞罰その他学生の身分に関する事項
- ③教育課程および研究指導に関する事項
- ④学位の審査に関する事項
- ⑤その他の大学院に関する事項

なお、大学院の教育上の管理・運営のために研究科委員会で定めた大学院内規があり、これは便覧に明示されている（大学院学生便覧）。

研究科委員会は、修士課程、博士課程の入学試験から、教育課程の検討、学位審査および学位授与の決定まで、一貫して行っている。その点では審議事項が多く、定例委員会のほか、臨時委員会を数多く開催している。必要時は研究科委員会内に臨時の委員会を設置するが、常設委員会は設けていない。研究指導に関して最近の研究における倫理上の課題が大きく、この点に関しては研究倫理審査委員会を活用している。

研究科長は、本学では学部長が兼任すると定められている（学部長選挙申し合わせ事項 第2条学部長候補者の資格）。学部長の選出に関しては、学部長選挙申し合わせ事項が規程されており、それに従って3年ごとに選出されている。

大学院研究科委員会での決定事項は、学部教授会において適宜報告される。特に、大学院担当教員人事、入学、修了、教育課程や研究指導に関わる事項は必ず報告される。全学の教員に関連する大学院プロジェクトの案件も教授会の議題として検討され、研究活動に関わるすべての教員に必要な情報が届くよう配慮されている。

#### 【点検・評価】

研究科委員会の役割は学則上に明記されており、聖路加看護学園の理事会との緊密な関係のもとに、学園および大学の目的にかなう活動が行われている。研究科の教員人事、特に特任教授についての人事委員会は研究科委員会のもとで行われ、教育課程、学籍、学位授与に関して、研究科委員会で審議し、決議、運営されている。

教学に関して理事会から信任を得て、権限をもち、責任をもって運営されている点は評価できる。

---

研究科委員会規程が定められており、これに基づいて運営されていることも評価できる。

聖路加看護学園は聖路加看護大学のみを設置しており、両者が一つの目的に向かって進んでいることは長所である。研究科委員会が看護学研究科の教育研究に関し、十分な審議とそれに基づく意思決定を行っている点も長所である。学部教授会への報告や議題の提案が適宜なされ、研究科の基盤となる研究活動について全教員が情報を得るシステムとなっている。これは学長、事務局長による理事長への報告、協議が常に可能なためであり、その点も長所である。

**【将来の改善・改革に向けた方策】**

1) 設置者と教学組織の連携を保ち、本学の使命達成により努力すること

現在でも緊密な関係で運営されているが、理事会の意図と研究科委員会ならびに教授会が共通のビジョンをもって本学の発展に向かうよう、今後とも連携を保つことが重要であろう。

2) 規程等の点検および改正

本学のよりよい運営のために、既存する規程、内規、申し合わせ事項等を見直し、不足を補い、また必要に応じ修正、改正を継続すること。